

福岡地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日 時 : 令和6年1月31日(水) 09:57 ~ 12:45

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 2人(定数3人)
河見 和彦(部会長代理)
濱崎 錄(部会長)

【家内労働者代表委員】 3人(定数3人)

桑原 忠志
駒澤 力
吉村 淳治

【委託者代表委員】 3人(定数3人)

筒井 宣雄
中村 年孝
吉開 ひとみ

【福岡労働局】 田村 労働基準部長

諫訪田 賃金室長ほか

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 福岡県婦人服製造業最低工賃について
- (4) 令和5年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果について
- (5) 福岡県婦人服製造業最低工賃の改正等について
- (6) その他

5 審議内容

室長補佐

定刻より少し早いですが、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期最初の家内労働部会でございますので、まだ部会長並びに部会長代理が選出されておりません。このため、部会長、部会長代理を選出していただくまで事務局にて議事進行を務めることいたします。進行役の賃金室長補佐の井上と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に委員の皆様の辞令でございますが、福岡地方労働審議会本審委員と兼任されている委員の方には、すでに前回10月に開催した本審において配布しております。それ以外の皆様にはあらかじめ席に配布しております。これをもって辞令の交付といたします。

今期の家内労働部会委員につきましては、資料ナンバー1の「福岡地方労働審議会 家内労働部会委員名簿」のとおり、本審会長から指名がなされておりますので、ご確認方願います。

さて、本日は公益代表委員の中野委員がご欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は成立している旨ご報告いたします。

また、本家内労働部会については、福岡地方労働審議会運営規定第5条により、公開となっておりますことを併せてご報告いたします。

続きまして、本日のご出席委員を名簿の順にご紹介いたしますので一言ご挨拶をお願いいたします。まず公益代表委員の河見和彦委員です。

河見委員

おはようございます。社会保険労務士をやっております河見と申します。今日は皆様の活発なご意見が出るよう私も労働分野の方で従事しておりますので何か役に立てるようなお話ができればと思っています。今日はよろしくお願ひいたします。

室長補佐

同じく公益代表委員の濱崎録委員です。

濱崎委員

おはようございます。西南学院大学の法学部に勤めております濱崎と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

室長補佐

続きまして、家内労働者代表委員の桑原忠志委員です。

桑原委員

おはようございます。連合福岡の総務局長をしております桑原と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

室長補佐

次に、新任として今期から家内労働者代表委員に就任されました駒澤力委員です。

駒澤委員

おはようございます。UAゼンセンの駒澤力と申します。通常、中小企業、労働組合の皆さんと関わりながら活動しております。今日はよろしくお願ひします。

室長補佐

次に、同じく新任の家内労働者代表委員に就任されました吉村淳治委員です。

吉村委員

皆様おはようございます。連合福岡の事務局長を仰せつかっております。出身は自動車総連、日産自動車になります。製造業の立場で発言させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

室長補佐

続きまして、委託者代表委員の筒井宣雄委員です。

筒井委員

おはようございます。弊社は八女にあります。今日は八の方から参りました。どうぞよろしくお願ひします。

室長補佐

同じく委託者代表委員の中村年孝委員です。

中村委員

おはようございます。福岡県経営者協会の専務理事をしています中村でございます。よろしくお願ひいたします。

室長補佐

最後に委託者代表委員の吉開ひとみ委員です。

吉開委員

おはようございます。今日は筑後から参りました。当期は暖冬であいでいる綿入れはんてん屋の吉開と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

室長補佐

委員の皆様ありがとうございました。

では続きまして、本日の家内労働部会の議事に先立ち、労働基準部長の田村からご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐

続きまして、本日の事務局職員を私から順次紹介いたします。
賃金室長の諒訪田です。

賃金室長

(挨拶)

室長補佐

賃金指導官の緒方です。

賃金指導官

(起立礼)

室長補佐

副主任監督官の上野です。

副主任監督官

(起立礼)

室長補佐

専門監督官の柴田です。

専門監督官

(起立礼)

室長補佐

さて、今期から新しく委員にご就任された方もおられますので、最初に家内労働部会の役割について確認いたします。資料ナンバー12「福岡地方労働審議会運営規定」をお開きいただき、この資料の4ページの別表をご覧願います。

家内労働部会は、福岡地方労働審議会の一つの部会として、家内労働に関する事項について調査審議し、必要な事項について建議する機関という位置付けになっております。

したがいまして、この部会では家内労働の状況などを事務局から報告し、皆様にお聞きし、婦人服製造業最低工賃の取扱いについて福岡地方労働審議会に報告することになっております。

それでは議事に入ります。最初に議事（1）「部会長及び部会長代理の選出について」です。

地方労働審議会令第6条第5項及び第7項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選舉する。」となっていますが、事前に公益代表委員で互選していただき、その結果を皆様にお諮りしたいと思います。今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

室長補佐

それでは、事前に公益代表委員で互選していただいているので、その結果を事務局からご報告いたします。

部会長には濱崎委員、部会長代理には河見委員という結果でございましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございました。

それでは部会長を濱崎委員に、部会長代理を河見委員にお願いしたいと思います。では資料ナンバー1の委員名簿の部会長に二重丸、部会長代理に丸印をお付

けください。

それでは濱崎部会長からご挨拶をいただきます。

部 会 長

改めまして濱崎でございます。本日部会長を仰せつかりました。

コロナ禍が明けて、社会がいろいろと通常に戻りつつありますが、この家内労働部会もコロナ禍が明けて初めての審議ということになろうかと思います。本日はいろいろな現状を踏まえまして、皆様方のご意見を賜りまして、今後の方針を決めさせていただければと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

室 長 補 佐

次に河見部会長代理からもご挨拶をいただきます。

部 会 長 代理

改めまして社会保険労務士の河見と申します。本日は部会長代理を務めさせていただきましたことになりました。

ベテランの委員の方々、また新任の委員の方々いらっしゃると思いますが、私も新たな気持ちで皆さんのお話を聞きながら、また何かお話することができればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

室 長 補 佐

では、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。

部 会 長

引き続き、議事を進めてまいります。

本日の議事録の署名につきましては、家内労働者代表委員は桑原委員、委託者代表委員は中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

桑 原 委 員

(承 諾)

中 村 委 員

部 会 長

ありがとうございます。

それでは、議事（2）の「福岡県における家内労働の現状について」です。事務局にご説明をお願いいたします。

室 長 補 佐

〔資料No.2 「令和4年度 家内労働の現状・家内労働概況調査結果」
資料No.5 「福岡県における家内労働の現状」
に基づいて説明。〕

部 会 長

ただ今の事務局からの説明につきまして何かご意見等はございますでしょうか。

各 委 員

(意見等なし)

部 会 長 では続きまして議事（3）の「福岡県婦人服製造業最低工賃について」です。こちらも事務局からご説明お願ひいたします。

室 長 補 佐

資料No.3 「第14次最低工賃新設・改正計画」
資料No.4 「都道府県別婦人服関係最低工賃一覧（全国）」
資料No.6 「福岡県婦人服製造業委託者数及び家内労働者数の推移」、
「福岡県男子服製造業委託者数及び家内労働者数の推移」
資料No.7 「福岡県婦人服製造業最低工賃の推移」
資料No.14 「守りましょう・確かめましょう最低工賃！」
に基づいて説明。

部 会 長 ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

各 委 員 (意見等なし)

部 会 長 それでは議事（4）の「令和5年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果について」です。昨年実施した「婦人服製造業家内労働の実態調査」の調査結果について事務局の方からご説明をお願いいたします。併せて経済状況等の関係資料についてもご説明をお願いいたします。

室 長 補 佐

資料No.8 「令和5年度福岡県婦人服製造業家内労働実態調査結果」
資料No.9、No.10 「婦人服製造業に関する家内労働実態調査票」
(委託者用・家内労働者用)

について説明。

賃 金 指 導 官

資料No.17 「国内繊維産業の現状」
資料No.18 (差替え) 「12月の中小企業月次景況調査」
資料No.19 「九州・沖縄の金融経済概況」
資料No.20 「県内経済の動向」

について説明。

部 会 長 ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

各 委 員 (意見等なし)

部 会 長 それでは議事（5）の「福岡県婦人服製造業最低工賃の改正等について」で

す。議事（2）から（4）を踏まえまして、家内労働者代表、委託者代表の委員の皆様から婦人服製造業最低工賃の改正等について、ご意見、ご発言をお願いいたします。

吉 村 委 員

家内労働者代表委員の吉村と申します。よろしくお願ひいたします。

説明するにあたって、資料ナンバーいくつと申し上げたかったのですけれども、説明に追いつかなかった部分がありますが、まずは家内労働の対象となる委託者とそれを受けさせていただく方々の調査結果のところから話をさせていただければと思います。

全体としては縮小傾向にあるものの、下げ止まりが見えている部分と、委託する方々がなんとか事業をしながら頑張りつつ、その仕事を受けている家内労働者の数が減っているというような状況という認識のもと、工賃を上げるような質問の中で、「反対する」というご意見はない。上げることに対して寛容であって、「わからない」という回答があるものの、上げていってもいいという部分がある。また、発注される企業の方々が家内労働をお願いするにあたって、他の業種と申しますか、婦人服製造業で家内労働をする以外の選択肢が増えていると書かれているところが気になっております。

この産業自体が継続するものであれば、魅力ある工賃にしていかないと、今後も仕事を受けていただく家内労働者の数というのが、他の仕事をしていれば生活ができる限り、賃金が発生する仕事に移動してしまう、発注するのに困ってしまう、という現状はなくさないといけないと思っています。

これは全産業に言えることですし、労働生産人口が減少している中で、それぞれがどういった魅力を作るのかというところを観点にしますと、この婦人服や紳士服もそうなると思うのですが、物の価格、商品の価格が上がっているという状況が示されたような資料がございましたけれども、そういった中で価格転嫁がこの工賃まで反映されているのかを考えると、まだそこまで至っていないというのが現状です。ですから、今後に向けてご議論いただきたいテーブルとしては、価格転嫁後の工賃というのはどうあるべきなのかというところを視点に、ご判断やご議論をいただければと言うことを思い、発言させていただきました。

以上です。

部 会 長

ありがとうございます。もし他にございましたらお願ひします。

駒 澤 委 員

はい。すみません。

この産業を守っていく上で、産業の衰退を防ぐためにも、繊維産業としてこの技術の産業を衰退しないように防ぐためにも、最低の基準というか、ベースというのを持っていた方が皆さんのがセーフティーネット、最低限度を守っていくのに必要だと思っております。

資料ナンバー8の5ページに第9表というのがありますが、1時間あたり予測出来高から算出した時間単価ということで、1時間にこれだけできるでしょうというのと、工賃が設定してある換算額というのを見ていたいでも、これはかなり基準としても低いと思っております。

今、世間で、最低賃金を含め賃金や物の価格が上がっていく中で、本当に最低限というものはきちんと設定していた方がいいのではないかと思っております。

産業としても日本を支えてきた非常に重要な産業ですし、その上で後継者を作っていく上でも技術というのは持っていないといけないと思います。その技術を安売りしていくというのはいかがなものか、とは思っております。

以上でございます。

部 会 長 ありがとうございます。

桑 原 委 員 桑原でございます。

先にお二人が発言をされた内容とほぼ同じということになりますが、いろいろ状況等をご説明いただきましたけれども、なかなか短時間で理解ができない状況でございまして、何を拠り所にするかと言いますと、やはり資料8の調査をされたという内容です。これを見ると、委託者の方々でも例えば5ページの10表の1で「最低工賃引上げについての賛否」というのを問われて、「賛成する」という方が1社で、「反対である」というのがゼロです。あとは「わからない」と言われる方、未回答も2社ということです。明確に賛成するという方と明確に反対するという数は1と0ですけれど、委託者の方々も、業者としてお気持ちはなかなか難しいかもしれません、方向として、考え方としては、賛成するということが示されていると読んでいいのではないかと思っています。

同じく家内労働者の方々も、調査結果の8ページにありますけれども、第18表の中で最低工賃の引上げの賛否に「賛成する」という方が5名、「反対である」という方は当然でしょうけれどもゼロということ。あと「わからない」と言われる方は明確には反対ではなくて、現状でもいいけれども、どちらかというと賛成したいと、そういうお気持ちの方々ではないかと思います。労働者側の委員としては勝手にそう感じているところでございます。

先ほど駒澤委員からもありましたけれども、やはり技術を伝承していく。今までどうしても高齢の方々がその技術を守っていらっしゃったわけですが、今後若い方々にもそういう技術を伝承していただく必要がある。そのようなことから、ある一定の工賃というもので生活を支える、というか生活の一部を支えるという状況かもしれません、今は様々な働き方がございます。その幅をもう一度広げていくという観点から、また、こういった家内労働者の方々の職を守っていくという観点から、相手のあることですからなかなか難しいかもしれません、労働者側の気持ちとしては働く者の側に立った視点からも、今日の審議会の中で

はまずご本人と言いますか当事者の方々、委託者、それから家内労働者の方々が
どういうお気持ちか、どういう調査結果だったかということを根拠にぜひ改定の
方向でご審議をいただけたらありがたいと思っております。

以上です。

部 会 長 ありがとうございます。

委託者側の皆様、何かござりますでしょうか。

中 村 委 員 中村でございます。

私の方からはまず資料ナンバー8。先ほどからお話がございますけれども、
その中でまず申し上げたいのが、委託者と家内労働者でサンプルの調査をされて
いるわけですが、特に家内労働者については4割を切るといったような回収率に
なっています。つまり、このサンプルの調査の結果そのものが信頼に足り得るも
のなのかということが一つあるのではないかと思っています。

続いて資料ナンバー8の3ページに「今回と前回調査時工賃の比較」の表がござ
ります。これを見て明らかに分かりますように、最低工賃と実際の工賃とはか
なり乖離があるということになっています。そうなると、仮に最低工賃を上げる
というような議論になったとしても、果たしてそれがどれだけ実質的な工賃に影
響を及ぼすのか甚だ疑問であると思います。

もう一つは、最低工賃が工程別で決められていますけれども、例えば「飾りボ
タン付け」が最低工賃9円となっていますが、この9円の根拠が一体何なのか。
つまり、工賃を上げるときに、まず現状のレベルというか、どういう状況なの
かということをしっかりと把握しないと、それをいくら上げるとか、何パーセント上
げるとかいうところまで議論が行き着かないのではないかと思います。

それから資料ナンバー4を見ていただきたいのですが、その中で赤い字の部分
が令和になって工賃引上げが行われているということですが、一件だけ宮崎県に
ついては廃止ということになっています。つまり、大きな方向性として、今、工
賃引上げの議論というのを主要としているわけですが、一つの選択肢としては廃
止ということもやはり含みおいて議論を進めてもいいのではないかなと思いま
す。

家内労働そのものが、調査結果からも分かりますように、減少の一途をたどっ
ているということ。それと、先行きについて果たしてどうなのかということも考
えると、廃止の議論というのも一つ頭の中においてやるべきではないかと思って
おります。

以上になります。

部 会 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

吉開委員

宮田織物の吉開です。

弊社の方は綿入れはんてんという特殊な商材でございますが、最終工程の「閉じ」という点で必ず内職さんの手を借りて製品を仕上げるということを昭和の時代からやっております。

現状をお話ししますと、その「閉じ手」が非常に少なくなっている。募集しても来ない。それこそ最低賃金に相当するぐらいに内職工賃を上げてもなかなか集まらないというのが現状です。

そのような中で、やはり最低工賃について先ほど中村委員もおっしゃったように、いろんな素材において、そしてまた習熟度において違ってくる。そういう中で最低工賃を定めることが非常に難しいのではないかと私は感じています。

ですから、もし最低工賃を上げるとしても、業者の私たちの許容範囲を大きくしていただきたいということを考えております。周りの業者さん、そして内職さんの希望者数が絶対的に少なくなっているので安くしても無理なのです。現状として内職工賃は上げざるを得ないというところが、この資料の現状との乖離にも表れていると思います。

先ほど中村委員も言われたように、もしかしたら最低工賃はもう形だけのものだから、廃止という方法を考えていいいのではないかと私も考えております。

以上です。

筒井委員

婦人服に関わらなくても大丈夫ですか。

部会長

はい。

筒井委員

マルミツサンヨーの筒井です。

弊社は八女でちょうど今、温州みかんの缶詰をやっているのですけれども、内職でお願いしているのが基本はデコポンとか甘夏の皮を剥くというだけの作業です。ですので、習熟度とか技術の伝承とかはなくて誰でもできるものです。結局今はかなり施設にお願いしているパターンが多くなっています。

内職について私がこの場にいるのがどうかというのもありますけれども、それは置いておいて、価格転嫁の話をさせていただければと思います。

やはり原材料が全部値上がりしていて、工賃も上がっています。すべてのものが上がっている中で、実は値上げはある程度させていただいております。

うちはOEMと言って大手さんのブランドを作っているのが多いのですけれども、うちの取引先は割と古い食料品関係の企業が多いので、あまり露骨なことはなくて、ある程度値上げを受け入れてもらっています。

しかしながら、どこかで調べていただきたいのですが、値上げしたもののが売れているのかどうかです。というのも、ものによっては売れてますが、値上げしたことによって全く売れていないものがあります。

どういうものかというと、大手量販店さんなどで販売するような価格の安いものの。こういうものの原料がやはりどうしても影響を受けます。うちは国産原料が主体なのですが、一部そういうのは主に輸入原料を使っています。そうすると、為替の影響だけで 120 パーセント、150 パーセント原料費が上がる。それに応じて、うちのブランドとしては 120 パーセントの製品価格の値上げをお願いして、受け入れてもらいました。

ところが、そこから先はもう私たちではコントロールできない。大手量販店さんが受け入れてくれるかどうか、私はかなり厳しいのではないかという気がしています。そこら辺が、価格転嫁が出来ても全然儲かっていない、売上げが伸びないという部分もあるので、転嫁すれば解決するという問題ではないということを認識いただきたいということです。

もう一つ、うちは主には国産の温州みかんや甘夏ですけれども、これももう国産品の量が少ないので値上げを受け入れてもらっています。ところが原料が足りない。農業人口が毎年 5 パーセントずつ減っていって、各部会にいろいろ「みかん部会」とか「たけのこ部会」とかありますけれども、そういうところももう高齢化が進んで大体平均 70 歳になっていて、正直言うとあと 5 年後、日本の農業はかなり厳しい状況になるのではないかと思っています。ですから、そういうところも含めて、同じ労働ではありますが、日本の農業には本当にすごい危機感を持っています。私たちの生活の糧でもあるので、非常に感じているところがあります。

結局、やはり円安などで海外に買い負けてしまうし、海外のインフレの影響も大きくて、うちは使っていませんが、オレンジ果汁、バレンシアオレンジの果汁というのが 5 年前ぐらいからすると 5 倍に値上がりしているらしいです。オレンジジュースは高くて買えなくなるという時代がもう来ています。これがまだオレンジジュースならいいかもしませんが、きっとその他のものにも来ると思います。

価格を上げることは当然ですけれども、消費者がどこまでついて来てくれているのかとかいうことを、私たちもなかなか簡単に調べることができないので、そういうところまでこういう調査で入ってきてくれると参考になると思って拝見していました。

すみません、関係ない話になりましたけれど、弊社として今の価格についての現状をお話させていただきました。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

委託者側からのご意見を受けまして、さらに家内労働者側の委員の皆様、何か他にございますでしょうか。

吉 村 委 員 吉村です。

価格と消費の関係が出てきたものですから、これも全体感にはなりますが、ご説明をさせていただきたいと思います。

過去から我々の実質賃金が上がっていないという状況は皆さん承知のとおりだと思います。連合としても「未来作り春闘」という名のもとに、今までの業績と経済の動向を追いかけるような賃金の変わり方だと経済が好転しないということもあり、今回は政労使含め、価格の転嫁分にきちんと賃金の改善分や消費する分まで乗せていただいて、その水準になっても我々が購買意欲を持てるような状況を作り出さないと消費には回らないというのは訴えさせていただいている。今回の賃金の水準が山場だと思っています。

ですから、今年の春闘の結果如何で、また日本が構造的な問題に陥るのか、そこから脱却をし、物の値段も上がるが、我々の生活する水準の賃金も上がっていいくので、購買意欲も湧いて、経済的に世界に負けないような水準になっていくのか、その分岐点だと思っています。

「だからいくらにしてほしい」というのはここに我々労働者側も持っていませんが、現状ないしもう一度見直す機会として、今回のこの部会において工賃というものはどうあるべきかというご議論をまずいただくべきではないかと思っています。

将来、未来が見えていれば、お互いにどうあるべきだと言えますが、今までが、賃金を上げてほしいという交渉をしながらも、経営者側の皆様の「収益に応じてしか賃金を上げられない」という現状は我々も理解していました。また、政府にも働きかけながら、こうなってしまっている現状がもう30年続いてしまったものですから、誰もがその閉塞感が当たり前のものになっていました。それがようやく昨年から変わりつつありますので、新型コロナウイルス感染症が開けた状況もみんなでウォッチしていくかないと、その判断が間違った方向に行きそうだというのは労働者側として危惧しております。その観点が今回は非常に難しいと思いますが、今までどおりでは変わらないので、そこから脱却するために一度物価上昇以上に賃金を上げていただくことが好転につながるという仕組みを見なければならぬというところだと思っています。

すみません。とりとめがなくなってしまいました。経済、価格と消費の部分について、労働者側はそういう考え方を持っているということでよろしくお願ひいたします。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

そうしましたら、もし二度目でも構いませんが他に何かご意見ございますでしょうか。

駒澤委員 先ほど中村委員より資料ナンバー8の3ページにあります「調査工賃の比較」というところで、「大分乖離がある」と、実際これが役に立つかということ

したけれども、最低工賃という定めがあって、調査をしたらそれより高かったということは実にいいことだと思っています。

守るべきもののために最低工賃というのを設定するのであって、「売り値とか販売価格を上げてください」、「このように売ってください」というものではなく、やはり作業をする、働く者たちの「最低限これは守りましょう」という意味で設定がしてあるものだと思っておりますので、決して経営を圧迫するとかそのような無茶な工賃の設定ではないとは思っております。

宮崎県なども廃止をしているということでありましたが、働く者からすれば、最低限のセーフティーネット、基準があるというのは働く上でも非常に安心感がある、そういう職業だと思います。何も基準がない中で働いているよりも、守られているというような意味合いでも、そのような業種、産業において、これからまた発展していく中で、最低限度安心して働く工賃というものを設定していただきたいと思っております。

部 会 長 はい、ありがとうございます。

そうしますと、よろしいですか。

今、家内労働者側の委員と委託者側の委員から様々なご意見を頂戴いたしまして、価格が今いろいろ上がっている中での賃上げの動向に合わせますと、この家内労働の最低工賃についても引上げというものが一つ選択肢としてあり得るのではないかというご意見。

それから、委託者側委員からは価格の転嫁といつてもなかなか難しい側面があるという実情をお話しいただきましたし、また、調査の結果というものが実態とどれくらい合致しているのかというところについてのご意見もございました。

一応、選択肢に廃止も念頭に置かざるを得ないのではないかというご意見に対しては、やはり最低の基準としては必要であるということが先ほどの労働者側委員からのご発言だったかと思います。

様々なご意見を頂戴いたしましたので、ここで公益委員として意見を取りまとめる時間を少し頂戴できればと存じます。10分から15分程度と考えておりますが、労使双方の委員は恐れ入りますがしばらく控え室でお待ちいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

(家内労働者代表委員、委託者代表委員退室)

(家内労働者代表委員、委託者代表委員入室)

部 会 長 そうしましたら皆様、大変お時間をいただきまして申し訳ありませんでした。
今回、委託者側委員、それから家内労働者側委員の双方から丹念にご意見を頂

戴いたしました。皆様方のご意見を拝聴いたしますと、まず実態調査の結果ということを相互ご注視なさっていることは重々承知いたしました。ただし、そのサンプルが非常に少ないという事情があるということ、他方、間に新型コロナウイルスという非常事態を挟んでいることを加味しましても、平成27年から変動がないということは確かにそのとおりだと思います。

30名ほどですけれども、一定数の室内労働者が変わらずいらっしゃるということもありまして、その中には家から出ることができないような状況でこのお仕事を受けておられるという方もいらっしゃるということになりますと、最低工賃というものの意味合いというのは、やはり今回も実態を失っているとまでは言いにくいだろうということになるかと思います。

他方で、最低賃金自体が上がっている状況でありますとか、平成27年から変動がないということを見ますと、改定見送りということが単なる先送りになつてはいけない。今後、いろいろ考えなければならない事情があるということを真摯に受け止めたいと存じます。

そうしますと、今回、労使の一致を見るとして、改定を見送らざるを得ないということではございます。ただ、それについては、今後、仮に上げるということになったとしても、具体的にどのように上げるのかということが、最低賃金のような影響率のデータも現状では揃っておりませんので、この状況でどのくらい上げるのかという議論を具体的にするというのは、我々全員が材料を持ち合わせていない状況かと思います。それを踏まえますと、今回は改定見送りということにさせていただきますが、次回、同じ婦人服製造業について単なる見送りというのを考えにくいので、今後はよりサンプルを具体的に揃えていただくということを事務局にお願いしました上で、そのサンプルを明確に手元に持つ中で、より実際に即した状況での見直しを検討させていただくということを両者に共有いただきまして、今回は改定見送りということにさせて頂ければと存じますが、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

はい、そうしましたらご賛同いただきましたので、今回については改正見送りで意見の一一致ということにさせていただきます。

婦人服製造業最低工賃の改正は見送りすべきであるという結論を地方労働審議会宛てに報告するということにいたします。

お時間をとつて恐縮ですが、事務局から議事(6)で何かありますでしょうか。

室 長 補 佐

特にございません。

部 会 長

ありがとうございます。

それでは大変お時間を頂戴しまして申し訳ありませんでした。本日の家内労働部会はこれをもって閉会したいと思います。

委員の皆様、大変ありがとうございました。

(署名) 公益代表委員

濱崎 録

家内労働者代表委員

森原忠介

委託者代表委員

中村洋志